

介護労働者雇用管理責任者講習

雇用管理のポイント

介護職員が安心して長く
働ける職場を作るために、
管理者側が学ぶ講習

ハラスメント対策と防止

働きがいのある
働きやすい職場

賃金・労働時間管理



【対象者】 介護分野の事業所における管理者、人事労務を担当される方

- 総合コース：介護事業者の管理者が知っておくべき雇用管理の基本的事項を学びます
- 専門コース：介護職員が定着する職場となるために人事管理等の必要なポイントを学びます

（専門コースは受講者間討議・グループワークを実施します）

受講料
テキスト代
無料

・定員：①総合40名 ②専門30名 ③専門30名 ④総合30名 （お申込み順で各コース定員になり次第、締め切り）

第1回 総合コース	第2回 専門コース	第3回 専門コース	第4回 総合コース
会場 早島町ゆるびの舎 2階研修室	会場 早島町ゆるびの舎 2階研修室	会場 岡山ふれあいセンター 第1研修室	会場 早島町ゆるびの舎 2階研修室
令和8年9月17日（木） 13:30～16:40	令和8年10月21日（水） 10:00～15:00	令和8年11月11日（水） 10:00～15:00	令和9年1月22日（金） 13:30～16:40
サードプレイス社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 出原 吉人 氏	笹井社会保険労務士事務所 社会保険労務士 笹井 茂樹 氏	笹井社会保険労務士事務所 社会保険労務士 笹井 健司 氏	社会保険労務士事務所酒井 社会保険労務士 酒井 喜朗 氏
【雇用管理のポイント】 「介護事業所における雇用管理・ 遵守すべき法令・介護人材確保 のための取組について」 ～雇用管理改善のための業務推進 マニュアルに沿って解説します～	【トラブル回避の為の人事管理】 「ハラスメント防止」 ～働きやすい職場環境を目指して～ 「カスタマーハラスメント対応」 ～利用者・ご家族からクレームを受け たときの対応～	【賃金管理・労働時間管理】 介護分野における賃金管理・ 労働時間管理 就業規則への 記載について	【雇用管理のポイント】 介護現場を支える雇用管理 「人が定着する職場づくりへ」 ～ハラスメント対策、メンタルヘルス、 人材育成を実践につなげる～

＊当該講習を受講された方には、各回毎に『受講証明書』を発行いたします
『受講証明書』は事業所内に掲示してください

□実施にあたって・・・ 受講の際はマスク着用をお願いします。

⇒お申し込みは裏面にて

【お問い合わせ】 公益財団法人介護労働安定センター 岡山支部

700-0904 岡山市北区柳町1-1-1 住友生命ビル15階

TEL 086-221-4565 FAX 086-221-4572

HP岡山支部 <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/okayama/index.html>

FAX番号086-221-4572

令和8年度

介護労働者雇用管理責任者講習受講申込書

申込日：令和 年 月 日

【お申し込み方法】

1. FAXでお申し込みの場合

本用紙に必要な事項をご記入いただき、申込書を上記番号へFAXしてください

2. メールの場合

本用紙をダウンロードし、必要事項をご記入後、申込書を下記メールアドレスまで送付ください

okayama□kaigo-center.or.jp

(送付時は□を@に変えて送信してください)

※各講習の3日前までに、FAXにて『受付票』を送付します。
届かない場合、お手数ですが当センターまでご連絡ください。

※受講者の方には受講証明書を発行しますので、正式名称で記入もれのないようにご記入ください。

法人名			
事業所名			
事業所住所等 (連絡先)	〒		
	(TEL)	—	—
	(FAX)	—	—
	(メールアドレス※必須)		

日程		氏名	ふりがな	役職名/職種
総合	令和8年 9月17日(木) 13:30~16:40			
専門	令和8年 10月21日(水) 10:00~15:00			
専門	令和8年 11月11日(水) 10:00~15:00			
総合	令和9年 1月22日(金) 13:30~16:40			

貴事業所において、雇用管理責任者の選任をされていますか？

・選任している（責任者名 役職 ） ・選任していない

貴事業所は開設後の経過年数は？ ・3年以内 ・3年超

貴事業所の職員数は ・50人以下 ・50人超

☆現在行っている主なサービスの種類を下記の中から選び☑してください。（複数可）

訪問介護（ホ）	訪問入浴（入）	訪問看護（看）
訪問リハビリテーション（リ）	通所介護（介）	通所リハビリテーション（通り）
認知症対応型共同生活介護（グ）	特定施設入所者生活介護（特）	居宅支援介護（ケ）
福祉用具（用）	介護老人福祉施設（特養）	介護老人保健施設（老健）
介護療養型医療施設（医）	小規模多機能型居宅介護（小）	その他（ ）

【特定商取引法改正に伴う有料
講習広告送信の承諾について】

今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。
□メール送信 □FAX送信 □郵送 □承諾しない

*お申込みいただいた個人情報は、個人情報に関する法律に基づき、当センターで適切に管理いたします。